6　前払輸入保険の拡充
「前払輸入保険」を「前払購入保険」とし、前払購入保険は、前払購入者が前払購入契約に基づいて貨物の引渡しを受けることができなくなった場合に、前払購入契約の相手方についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由等により、当該前払購入契約に基づいて支払った代金等の返還を受けることができないことにより受ける損失を塡補する貿易保険とすることとした。（第六六条関係）

7　海外投資保険の拡充及び保険金に係る規定の見直し
㈠　海外投資保険が塡補する損失として、海外投資を行った者が株式等（海外投資の相手方の出資（二以上の段階にわたる出資を含む。）に係る外国法人（以下「関係外国法人」という。）の株式等を含む。）の元本等を外国政府等により奪われたこと等により受ける損失を追加することとした。（第六九条関係）
㈡　海外投資を行った者が株式等（関係外国法人の株式等を含む。）の元本等を外国政府等により奪われたこと等により受けた損失に係る海外投資保険において会社が塡補すべき額は、当該事由に係る元本等（海外投資の相手方に係るものに限る。）の保険契約で定める方法により算出した評価額の減少額から、当該事由の発生により取得した金額等を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とすることとした。（第七〇条関係）

8　海外事業資金貸付保険の拡充
海外事業資金貸付を行った者が海外事業資金貸付の相手方等についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由により海外事業資金貸付金債権等の貸付金等を回収することができないことにより受ける損失を追加することとした。（第七一条第二項第四号関係）

9　スワップ取引保険の新設
㈠　会社は、スワップ取引保険を引き受けることができるものとすることとした。（第七四条第一項関係）
㈡　スワップ取引保険は、スワップ取引者が外国において実施される為替取引の制限又は禁止等によりスワップ取引の解約に伴う清算金等の支払を受けることができないことにより受ける損失を塡補する貿易保険とすることとした。（第七四条第二項関係）

10　信用状確認保険の新設
㈠　会社は、信用状確認保険を引き受けることができるものとすることとした。（第七六条第一項関係）
㈡　信用状確認保険は、信用状確認者が信用状確認契約に基づいて支払をした場合に当該信用状確認契約に基づいて信用状発行者から償還を受けるべき金額を回収することができないことにより受ける損失を塡補する貿易保険とすることとした。（第七六条第二項関係）

11　その他
㈠　業務上の余裕金の運用方法として譲渡性預金証書の保有を追加するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
㈡　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

12　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令（政令第一七五号）（内閣府本府）

1　国家戦略特別区域に、茨城県つくば市の区域、大阪府大阪市の区域並びに石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

博物館法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十四号

博物館法の一部を改正する法律

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第十条」に、「第十条―第十七条」を「第十一条―第二十二条」に、「第十八条―第二十六条」を「第二十三条―第二十八条」に、「第二十七条・第二十八条」を「第二十九条・第三十条」に、「雑則（第二十九条）」を「博物館に相当する施設（第三十一条）」に改める。

第一条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「の精神に基き」を「及び文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の精神に基づき」に改める。

第二条第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、「地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので」を削り、同条第二項中「において」を「において」に、「の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人」を「又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「記録をいう」の下に「。次条第一項第三号において同じ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

第三条第一項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

第三条第一項中第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一　学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第三条第二項を次のように改める。

2　博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第三条に次の一項を加える。

3　博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

第五条第一項第二号中「大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した」を「次条各号のいずれかに該当する」に改める。